

障害児通所支援事業所の指定取り消し処分について

児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の取り消しを行いました。

記

1 事業所等の概要

| | |
|-------|------------------|
| 法人名 | NPO法人ひまわり |
| 事業所名 | 第2ひまわり（朝来市） |
| 事業種別 | 放課後等デイサービス |
| 指定年月日 | 平成 28 年 5 月 11 日 |

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成 30 年 3 月 31 日

4 処分理由

- （1） 常勤専従で配置すべき児童発達支援管理責任者について常勤専従での勤務実績がなく、かつ個別支援計画の作成業務など児童発達支援管理責任者として果たすべき一連の責務も全く行わなかったにもかかわらず、関連する加算等報酬を不正請求した。
- （2） 利用者 1 名に基準省令の定めに従った指導・訓練（指導訓練室において従業者が実施）を行っていないにもかかわらず、行ったものとして基本及び加算報酬を不正請求した。